

愛媛県盛土等管理システム構築委託業務

企画提案公募(プロポーザル)実施要領

1 目的

本業務は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づき、県内一円(松山市を除く)の規制区域や許可等情報を公表するとともに、許可等手続きを一元的に台帳で管理するためのシステムを構築することを目的とする。

2 委託業務の内容及び期間

(1) 業務名

愛媛県盛土等管理システム構築委託業務

(2) 業務内容

別添「愛媛県盛土等管理システム構築委託業務仕様書」のとおり

(3) 実施期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

3 提案見積上限額

業務に要する総費用の上限は、19,140,000円(消費税及び地方消費税を含む)とする。

※ 企画提案書に記載された見積価格がこの金額を超える場合は、審査の対象外とする。

4 事業者の選定方法

公募型プロポーザル方式により実施する。

5 応募資格要件

本企画提案に参加できる者は、以下の要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 愛媛県の競争入札参加資格登録者名簿に登録されている者又は契約の締結までに登録を得る見込みの者であること。
- (3) 愛媛県から入札参加資格の停止措置を受けていない者であること。
- (4) その他、次のいずれにも該当しない者であること。

ア 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)又は破産法(平成16年法律第75号)等の規定に基づき更生、再生又は破産手続きをしている法人

イ 愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱又は愛媛県製造の請負等に係る入札参加資格停止措置等に関する要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けている法人

ウ 愛媛県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している法人

エ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある法人

オ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。

以下「暴力団対策法」という)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)

カ 暴力団又は暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ)

若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人

6 再委託の禁止

受託事業者は、本業務を第三者に再委託してはならない。ただし、本県の許可を受けた場合はこの限りではない。再委託を予定する場合は、提案時に再委託先を含めた体制図を示すこと。

7 実施スケジュール（予定）

本プロポーザルは次のスケジュールで実施する。

内容	日付	対応様式
企画提案募集開始	6月 3日（月）	—
質問書提出期限	6月10日（月）	様式5
質問書に対する回答	6月19日（水）	—
参加表明書提出期限	6月21日（金）	様式1, 2, 3, 4
選定結果の通知（一次選定）	6月26日（水）	
企画提案書提出期限	7月 4日（木）	様式6, 7
審査会（予定）	7月10日（水）	—
審査結果の通知（予定）	7月中旬	—

8 参加表明書の提出

(1) 提出期限

令和6年6月21日（金）午後5時まで

※持参の場合の受付は、土・日曜日・祝日を除く午前9時から午後5時まで

(2) 提出先

〒790-0001

愛媛県松山市一番町4-1-2 自治会館5階

愛媛県 土木部 道路都市局 都市計画課

E-mail: toshikei@pref.ehime.lg.jp

電話番号: 089-912-2742

(3) 提出書類

- ・参加表明書（様式1） 正本1部
- ・誓約書（様式2） 正本1部
- ・会社概要・業務体制（様式3） 正本1部
- ・業務実績（様式4） 正本1部
- ・会社（法人）概要（任意の様式又は既存の資料、パンフレット等）

(4) 提出方法

持参又は郵送

9 選定結果の通知

本業務に応募した事業者が4者以上の場合は、「8.参加表明書の提出」により提出された資料をもとに、企画提案書の提出を行う事業者を上位3者に選定するものとする。なお、審査に用いた書類は返却しないものとする。

10 質問の受付及び回答

(1) 提出期間

令和6年6月10日(月)午後5時まで

(2) 提出場所

8(2)に同じ。

(3) 質問方法

- ・質問書(様式5)によるものとし、電子メールにより提出すること。
電話や口頭、受付期間外の質問は一切受け付けない。
- ・電子メールの件名は「プロポーザル質問」とすること。
- ・評価に関わる質問は一切受け付けない。

(4) 回答方法

回答は、本県ホームページ上に掲載する。

11 企画提案書の提出

「愛媛県盛土等管理システム構築委託業務仕様書」に基づき企画提案書を作成すること。

(1) 提出期限

令和6年7月4日(木)午後5時まで

(2) 提出場所

8(2)に同じ。

(3) 提出書類

- ・企画提案書表紙(様式6) 正本1部
- ・企画書(様式任意) 正本1部、副本6部(紙媒体により提出)、電子媒体(DVD) 1枚
- ・費用見積書(様式7) 正本1部
構築費(令和7年3月31日までの保守費を含む)
保守費(令和7年度の年間保守費用)
保守費は、構築費とは別に作成し、上限額は6,050,000円で評価する。
提案する企画内容の実施に係る一切の経費を計上することとし、可能な限り具体的に記載した内訳書を添付すること。

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 作成様式

- ・企画提案書のレイアウトは応募事業者の任意様式とする。
- ・企画提案書の最初に目次を作成し、それ以降のページ番号を記載すること。
- ・企画提案書の上限は、A4版(片面印刷)の20ページ以内(表紙・目次除く)とする。

(6) 企画提案書に記載すべき内容

- ・実施方針
- ・スケジュール
- ・実施体制
- ・庁内用GIS(台帳システムを含む)
- ・公開用GIS
- ・その他の提案

※その他提案は本業務に関し必要、若しくは効果的と思われる提案があれば示すこと。

12 プレゼンテーション

プレゼンテーションは企画提案書を提出した応募事業者すべてに通知する。

(1) 日時及び場所

企画提案書提出後に詳細について通知する。

(2) 実施内容

提出された企画提案書については、明らかな誤りや軽微な修正を除き資料の追加及び内容の変更は認めない。プレゼンテーションは、企画提案書に記載のある内容の詳細について、プレゼンテーション資料及びシステムデモなどを用いて説明すること。

また、プレゼンテーションは30分以内とし、その後、審査委員による質疑応答(10分程度)を行うものとする。準備・後片付けについては、10分程度時間を設ける。

(3) 準備物

会場には大型モニターとHDMIケーブルは発注者が用意するが、それ以外の機器については各事業者が用意すること。

(4) 出席者

1応募事業者あたり5名までとする。

(5) プレゼンテーションは非公開とする。

13 審査方法

- (1) 9.により選定された事業者の企画提案書及びプレゼンテーションにより審査を行い、評価点数が最も高い者を委託候補者として選定する。
- (2) 事業者の選定は、審査会を設置し、契約手続きを進める。

(3) 審査基準

	評価項目	評価基準	配点
1	本業務の実施方針	・本業務の趣旨を理解するとともに、目的に沿った考え方が提案されているか。	10
2	本業務のスケジュール	・本業務のスケジュール管理が明確であり、目的の達成に向け妥当であるか。	10
3	本業務の実施体制	・本業務を円滑に実施するために必要かつ十分な人員体制を確保しているか。	10
4	庁内用GIS 台帳システムを含む	・画面構成や操作方法がわかりやすく、行政職員が共有して使いやすいものとなっているか。 ・許可等データベースを一元的に台帳管理し、利便性の高いものであるか。	40
5	公開用GIS	・宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)に基づき公開すべき情報をわかりやすく表示し、県民が使いやすいものとなっているか。	40
6	その他の提案	・行政職員の業務効率化、県民のサービス向上につながる提案や将来の利用拡大を見据えた提案であるか。	40
7	価格評価 (構築費用)	・費用見積書に経費や根拠が明確に示されており、提案内容に沿った内容となっているか。 算定基準: $(1 - \text{見積額} / \text{上限額}) \times \text{配点}$	25
8	価格評価 (年間保守費用)	・次年度以降に必要な保守に係る経費が確認できる内容となっているか。 算定基準: $(1 - \text{見積額} / \text{上限額}) \times \text{配点}$	25
合計点数			200

14 結果の通知等

- (1) 審査結果は、応募者に書面により通知する。
- (2) 結果通知後、委託候補者と協議を行い、合意に至った場合、契約を締結する。
- (3) 審査内容及び経過は、公表しない。

15 欠格要件

応募者が、次のいずれかの要件に該当する場合は、失格とする。

- (1) 民法(明治29年法律第89条)第90条(公序良俗違反)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案を行った場合

- (2) 審査等に関する不当な要求等を申し入れた場合
- (3) 本実施要領に違反又は著しく逸脱した場合
- (4) 同一の応募者が二つ以上の提案書を提出した場合
- (5) その他不正な行為があった場合

16 その他の留意事項

- (1) 企画競争参加に係る一切の費用について、すべて応募者の負担とする。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合には、応募申込を無効とする。
- (3) 提出書類受付後の差し替え及び再提出は、原則として認めない。ただし、愛媛県から書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加書類の提出を求めることがある。
- (4) 提出書類については、返却しない。書類は応募者に無断で二次的な使用を行わない。
- (5) 参加申し込み後、辞退する場合は、参加辞退届(様式第8号)を提出すること。

17 委託契約

(1) 契約の締結

契約については、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、委託候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行い、本県と委託候補者の双方が合意に至った場合に、委託候補者から見積書を徴し、本県が定めた予定価格の範囲内であることを確認し、委託契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

委託候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査会において次点となったものを委託候補者とし、契約内容についての協議を行った上で、契約を締結する。

(2) 契約条項等

別に定める契約書のほか、愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)の規定に準じることとする。

18 問い合わせ先

〒790-0001

愛媛県松山市一番町4-1-2 自治会館5階

愛媛県 土木部 道路都市局 都市計画課 安田

E-mail:toshikei@pref.ehime.lg.jp

電話番号:089-912-2742